

規範意識と問題行動への対応に関する大学生の意識と課題

Consciousness and problem of the university student about normative awareness and the correspondence to problematic behaviors

環境教育学科 二川 正浩

1. 問題の所在と研究の目的

規範意識とは「集団生活や社会生活におけるきまりやルール、約束などの規範に基づいて、主体的に判断し行動しようとする意識」¹⁾ のことであり、学校教育法第二十一条の一には「学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」が定められている。

その規範意識をめぐるのは、平成18年6月に文部科学省から通知された「児童生徒の規範意識の醸成に向けた生徒指導の充実について（通知）」（以下、通知と称する）において、ゼロ・トレランス方式を参考とするなどして、次の6点に留意した生徒指導の充実が各学校に求められている。

- ・ 生徒指導上の対応に係る学校内のきまりと指導基準の明確化
- ・ 生徒指導に係る指導基準の児童生徒と保護者等への周知徹底
- ・ 学級活動（HR）や道徳等による児童生徒の規範に対する認識と理解の向上を図る指導の充実
- ・ 指導基準の適用及び具体的指導に対する教職員の共通理解
- ・ きまり等を守れない児童生徒の問題行動や非行等への指導基準に基づいた毅然とした粘り強い指導
- ・ 問題行動等の背景や児童生徒が抱える問題等の把握と対応のための教育相談の一層の充実

その背景には児童生徒による暴力行為やいじめの認知件数の増加があったが、その後の平成19年2月に文部科学省から通知された「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」においても、「いじめ、校内暴力をはじめとした児童生徒の問題行動は、依然として極めて深刻な状況」と述べたうえで、「児童生徒の規範意識の醸成のため、各学校は、いじめや暴力行為等に関するきまりや対応の基準を明確化したものを保護者や地域住民等に公表し、理解と協力を得るよう努め、全教職員がこれに基づき一致協力し、一貫した指導を粘り強く行う」ことを各教育委員会等に通知し、あらためて児童生徒の規範意識の醸成と問題行動への対応を各学校と教職員に求めた。²⁾

そのなかで、文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」（以下、「諸課題に関する調査結果」と称する）に基づいて、学校の管理下における暴力行為発生件数といじめの認知件数を平成18年度と令和元年度で比較すると、以下の表のように高等学校での暴力行為発生件数を除いて増加傾向にあり、特に小学校では暴力行為発生件数は平成18年度の13倍、いじめの認知件数は約8.9倍となっている。

表 1,000人当たりの暴力行為発生件数といじめの認知件数の比較

	1,000人当たりの暴力行為発生件数			1,000人当たりのいじめの認知件数		
	小学校	中学校	高等学校	小学校	中学校	高等学校
平成18年度	0.5件	7.6件	2.6件	8.5件	14.2件	3.5件
令和元年度	6.5件	8.4件	1.9件	75.8件	32.8件	5.4件
増加率	1300.0%	110.5%	73.1%	891.8%	231.0%	154.3%

それらの状況をふまえて、本稿では小学校教員免許の取得のために教職課程を履修中の大学生（以下、学生と称する）に対して以下の調査を行い、まず、規範意識と問題行動への対応に関する学生の意識を明らかにしたいと考える。³⁾

- ・在籍した小学校と学級の学習環境の状況
- ・教員として求められる規範及び規範への認識と理解の向上を図る指導に関する意識
- ・決まりを守れない等の児童の問題行動への対応に関する意識

その上で、その調査の結果をもとに、現在の小学校の学習環境の状況を踏まえた上で、教壇に立つ可能性のある学生たちの意識にどのような課題があるのか考察していきたいと考える。

2. 学校及び学級の学習環境の状況

(1) 学校の学習環境の状況

調査対象の学生は前出の「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」が通知された平成19年（2007年）頃に小学校に入学した学生である。その学生たちが過ごした小学校の学習環境の調査内容と調査結果は以下の通りである。⁴⁾

①あなたの通っていた小学校は落ち着いていましたか。		
・とても落ち着いていた。27.3% (24/88名)	・まあ落ち着いていた。55.7% (49/88名)	
・あまり落ち着いていなかった。13.6% (12/88名)	・落ち着いていなかった。3.4% (3/88名)	
②あなたの通っていた小学校では、以下のような問題行動の状況がありましたか。（複数回答）		
・集会等で整列ができなかったり、私語が多かったりした。25.0% (22/88名)		
・授業中等に教室に入らずに廊下等で集団をつくる児童がいて、教員が対応していた。8.0% (7/88名)		
・廊下や手すり、壁などへの落書きが目立った。8.0% (7/88名)		
・下駄箱のいたずらやトイレの破損などが目立った。12.5% (11/88名)		
・指導した教職員に反抗的な態度をとる児童が複数いた。46.6% (41/88名)		
・指導した教職員に暴行（殴る、胸倉をつかむ、蹴るなど）を加えた児童がいた。14.8% (13/88名)		
③一つでも経験した学生人数 60.2% (53/88名)		
④継続期間	・1年間32.1% (17/53名)	・2年間39.6% (21/53名)
	・3年間15.1% (8/53名)	・4年間5.7% (3/53名)
	・5年間1.9% (1/53名)	・6年間5.7% (3/53名)

このように、学生の83.0%が「とても落ち着いていた」「まあ落ち着いていた」と回答しているが、一つでも経験した学生の割合は60.2%となっており、集会等で整列ができなかったり、私語が多かったりと回答した学生の割合も25%となっている。

また、教師への反抗については平成10（1998）年前後から一部の小学校で見られるようになったと言われるが、今回の調査でも学生の46.6%が指導した教職員に反抗的な態度をとる児童が複数いたと回答している。⁵⁾そして、「諸課題に関する調査結果」によると、学校の管理下における対教師暴力の加害児童数は年々増加して令和元年度には2,951人にのぼっているが、今回の調査でも13名（14.8%）の学生が指導した教職員に暴行を加えた児童がいたと回答している。⁶⁾なお、その状況の継続期間は、3年間までと回答した割合が合わせて約86.8%となっている。一方で、4年以上継続したと回答した学生は合わせて7名となっている。

(2) 学級の学習環境の状況

学級の学習環境の調査内容と調査結果は以下の通りである。なお、調査項目⑤の定義は学級経営研究会によるが、継続期間は明記されていないために一定期間は1カ月とした。⁷⁾また、文部科学省はその状態を「学級がうまく機能しない状況」と称しているが、本稿では学級崩壊という言葉を使用することとする。

①あなたが所属していた学級では、以下のような問題行動の状況がありましたか。(複数回答)

授業規律	<ul style="list-style-type: none"> ・授業中、学習に関する教師の指示が通らなかった。26.1% (23/88名) ・授業中の立ち歩きや外出などの勝手な行動をする児童が複数いた。14.8% (13/88名) ・授業中の私語が多く、教師が注意してもやめなかった。30.7% (27/88名) ・授業中、漫画やゲームなど学習に不要な物を持ってきて遊ぶ児童が複数いた。14.8% (13/88名) ・授業中も含めて、友だちを冷笑、言動を見下すような行為をする児童が複数いた。27.3% (24/88名)
教室環境	<ul style="list-style-type: none"> ・プリントや菓子等が床に落ちていたり、ごみ箱に捨てられていたりしていた。18.2% (16/88名) ・机や壁、ロッカー等に落書きがあった。15.9% (14/88名) ・掲示物へのいたづらが目立った。8.0% (7/88名) ・持ち物の紛失が続いた。14.8% (13/88名)
担任	<ul style="list-style-type: none"> ・担任に対して反抗的な態度をとる児童が複数いた。43.2% (38/88名) ・担任に対して暴行(殴る、胸倉をつかむ、蹴るなど)を加えた児童がいた。14.8% (13/88名)

②一つでも経験した学生人数 72.7% (64/88名)

③一つでも該当した人は何年生の時のことですか。該当する学年をすべて選んでください。(複数回答)

- ・1年生：7.8% (5/64名) ・2年生：9.3% (6/64名) ・3年生：26.6% (17/64名)
- ・4年生：40.6% (26/64名) ・5年生：68.8% (44/64名) ・6年生：60.9% (39/64名)

④継続期間 ・1年間：32.8% (21/64名) ・2年間：39.1% (25/64名) ・3年間：14.1% (9/64名)

- ・4年間：10.9% (7/64名) ・5年間：0.0% (0/64名) ・6年間：3.1% (2/64名)

⑤次の定義に該当していたと思われる人は、その学年をすべて選んで下さい。(複数回答)

子どもたちが教室内で勝手な行動をして教師の指導に従わず、授業が成立しないなど、集団教育という学校の機能が成立しない学級の状態が一定期間(1か月以上)継続し、学級担任による通常の方法では問題解決ができない状態に立ち至っていた。



学校の学習環境	とても落ち着いた(24名)	まあ落ち着いた(49名)	あまり落ち着いた(12名)	落ち着いた(3名)	合計人数	
回答者数	2名	13名	8名	3名	26/88名 (29.5%)	
(学年の内訳)	1年	0名	1名	0名	0名	1/26名 (3.8%)
	2年	0名	0名	0名	0名	0/26名 (0%)
	3年	0名	4名	0名	1名	5/26名 (19.2%)
	4年	0名	3名	2名	0名	5/26名 (19.2%)
	5年	2名	5名	4名	2名	13/26名 (50.0%)
	6年	2名	2名	4名	1名	9/26名 (34.6%)

⑥学級崩壊の経験者数 29.5% (26/88名)

⑦継続期間 ・1年間：19/26名

- ・2年間：7 (3～4年が2名、4～5年が1名、5～6年が4名) /26名

まず学級における問題行動の状況について、授業規律については、5つの質問項目のうちの3つで25%の学生があったと回答しており、授業崩壊の状況と言える「授業中の立ち歩きや外出などの勝手な行動をする児童が複数いた」についても13名(14.8%)があったと回答している。教室環境については、あったと回答した学生の割合はすべてが20%以下となっているが、担任に対する態度については、学校の学習環境の調査結果とほぼ同様の割合となっている。また、一つでも経験した学生の割合は72.7%で学校の学習環境の調査結果の60.2%よりも高くなっているが、その背景には担任と関わる時間が多い小学校

の学級環境が関係していると考えられる。そして、問題行動の状況があった学年については学年が進むにつれて回答者数が増加傾向にあるが、最も多かったのは5年生で44名となっている。なお、継続期間は3年間までと回答した割合が合わせて約86%で、学校の学習環境の調査結果とほぼ同じ割合となっているが、4年間継続したと回答した学生の人数は7名から9名に増えている。

次に学級崩壊の状況については88名中26名(29.5%)の学生が経験したと回答しているが、そのうちの2名が学校の学習環境がとてもしずかしく落ち着いたと回答していた学生で、13名がまあ落ち着いたと回答していた学生であった。その学級崩壊が起きていた学年は5年生が最も多く26名中13名(50.0%)であったが、その他の学年でも2年生を除いて学級崩壊が起こっていたという結果となった。この学級崩壊の状況については一部の都道府県が公表しているが、その調査内容や対象も異なるために一概に比較はできないものの、今回の調査で26名の学生が学級崩壊を経験したと回答した事実は重く受けとめる必要がある。⁸⁾ なお、継続期間についてはすべての回答で2年間までとなっており、6年で経験した7名についてはそのまま改善されずに中学校に進学した可能性もあるものの、各学校において学級崩壊の状況への改善が図られたのではないかと考えられる。

3. 教員として求められる規範及び規範に関する認識と理解の向上を図る指導に関する意識

(1) 教員として求められる規範に関する意識

教員として求められる規範に関する意識については、東京都青少年・治安対策本部が実施した「小中高校生の規範意識に関する調査」(平成28年度)の調査内容と調査結果を参考として調査を行った。⁹⁾ その調査内容と調査結果は以下の通りである。

①あなたが小学校5年生の学級担任だったと仮定して、以下のような児童が学級内にいた場合、どれくらい教員として気になりますか。				
	気になる	少し気になる	あまり気にならない	気にならない
ア. 友達を仲間はずれにする人がいたら	78.4% (69.2%)	21.6% (30.8%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
イ. 先生の指示に従わない人がいたら	60.2% (42.3%)	38.6% (57.7%)	1.1% (0.0%)	0.0% (0.0%)
ウ. 授業中、おしゃべりをする人がいたら	30.7% (19.2%)	58.0% (69.2%)	10.2% (7.7%)	1.1% (3.8%)
エ. 授業中、いすに座らず立ち歩く人がいたら	90.9% (92.3%)	9.1% (7.7%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
オ. 集会や体育など整列しなくてはいけないときに列に並ばない人がいたら	75.0% (73.1%)	20.5% (19.2%)	4.5% (7.7%)	0.0% (0.0%)
カ. そうじをさぼる人がいたら	58.0% (46.2%)	38.6% (50.0%)	3.4% (3.8%)	0.0% (0.0%)

※ () 内の数字は学級崩壊を経験した26名の学生のなかでの割合

②東京都青少年・治安対策本部の調査(平成28年度)では、「気にならない」と「あまり気にならない」と回答した小5の児童の割合は以下の通りでした。その調査結果を見て、自分の考えよりその割合は多いと思いますか。

ア. 男子15.3%、女子5.2%	イ. 男子18.4%、女子9.0%	ウ. 男子29.6%、女子20.4%
エ. 男子15.2%、女子8.5%	オ. 男子16.3%、女子11.1%	カ. 男子20.3%、女子12.1%

↓

多い	やや多い	ほぼ同じ	やや少ない	少ない
30.7% (23.1%)	20.5% (19.2%)	15.9% (11.5%)	20.5% (34.6%)	12.5% (11.5%)

※ () 内の数字は学級崩壊を経験した26名の学生のなかでの割合

このように、①については「気になる」「少し気になる」を選択した学生の割合が「友達を仲間はずれにする人がいたら」「授業中、いすに座らず立ち歩く人がいたら」の2つの質問項目において100%、その他の質問項目も「授業中、おしゃべりをする人がいたら」以外は90%以上となっている。しかしながら、教員としての資質を問う設問の趣旨を踏まえると「気になる」を選択することが望ましいが、すべて「気になる」と回答した学生は88名のうちの20名にとどまっている。また、「気になる」を選択した学生の割合は「授業中、いすに座らず立ち歩く人がいたら」(90.9%) → 「友達を仲間はずれにする人がいたら」(78.4%) → 「集会や体育など整列しなくてはいけないときに列に並ばない人がいたら」(75.0%) → 「先生の指示に従わない人がいたら」(60.2%) → 「そうじをさぼる人がいたら」(58.0%) と低くなっており、「授業中、おしゃべりをする人がいたら」にいたっては30.7%となっている。この授業中のおしゃべりを「決まり等を守れない児童の問題行動」と捉えるかは各学校や教員の判断によるが、守るべき授業規律の一つとして指導が求められる行為であり、意識の改善が求められる。¹⁰⁾

また、学級崩壊を経験した学生に関しては、「気になる」と回答した割合が「先生の指示に従わない人がいたら」(42.3%)、「授業中、おしゃべりをする人がいたら」(19.2%)、「そうじをさぼる人がいたら」(46.2%)の3つで半数を割っている。一方、学級崩壊の状況に近い「授業中、いすに座らず立ち歩く人がいたら」については経験していない学生とほぼ同じ割合となっており、自己の経験から学級崩壊は問題であるが、学級崩壊までには至らない規律の乱れについては、ある程度しかたないと考える学生の割合が多くなったのではないかと推測される。

次の②は、規範に対する学生と児童との意識のずれをはかるための設問であるが、「多い」と「やや多い」を合わせた割合が半数を超える結果となった。その回答者の多くは決まりや規律を守りながら学校生活を送ってきた学生と推測されるが、実際に教壇に立つ際には、自身と児童との意識のズレを踏まえた指導が必要と考えられる。

(2) 児童の規範に関する認識と理解の向上を図る指導に関する意識

通知では、学級活動・HRや道徳等による児童生徒の規範に対する認識と理解の向上を図る指導の充実を図ることが示されているが、その指導に関する意識の調査内容と調査結果は以下の通りである。

①学級活動や道徳などの授業で「決まりへの理解」や「決まりを守ることの大切さ」を扱った授業を受けたこと(記憶)がありますか。(複数回答)

	授業を受けたこと(記憶)のある人数(48/88名)	学級活動	道徳	社会・公民	その他
小学校	42名	71.4%	95.2%	0.0%	7.1%
中学校	27名	70.4%	66.7%	11.1%	40.7%
高等学校	22名	90.9%	0.0%	4.5%	36.4%

※割合は各校種ごとの授業を受けたこと(記憶)のある割合

②「決まりへの理解」や「決まりを守ることの大切さ」を扱った学習活動で、「気にならない」または「あまり気にならない」と回答した児童の考えを変えられることができますか。

	できる	まあできる	あまりできない	できない
全体	10.2% (9名)	55.7% (49名)	30.7% (27名)	3.4% (3名)
授業を受けたこと(記憶)がある学生	8.3% (4名)	56.3% (27名)	31.3% (15名)	4.2% (2名)
学級崩壊を経験した学生	3.8% (1名)	46.2% (12名)	46.2% (12名)	3.8% (1名)

このように、①では授業を受けた経験があると回答した学生は48名であり、校種としては小学校が42名と一番多かった。また、教科等の割合では小学校は道徳が95.2%で一番多く、中学校と高等学校では学級活動・HRが一番多くなっているが、道徳がない高等学校ではHRで授業を受けたこと(記憶)があると回答した割合が90.9%と高くなっている。

また、②では全体の65.9%、授業を受けたこと(記憶)がある学生の64.6%が「できる」または「まあできる」と授業の効果を肯定的に捉えているが、一方で学級崩壊を経験した学生では肯定的な回答と否定的な回答が半々となっている。それらの結果をふまえて、児童の規範に関する認識と理解の向上を図る指導については、教壇に立つ可能性のある学生自身が指導の効果を肯定的に捉えることが求められる。

4. きまりを守れない等の児童の問題行動への対応に関する意識

(1) きまりと指導基準の明確化に関する意識

通知では、きまりと指導基準の明確化、そしてきまり等を守れない児童の問題行動への指導基準に基づいた毅然とした粘り強い指導を求めたが、そのきまりと指導基準の明確化に関する意識の調査内容と調査結果は以下の通りである。¹¹⁾

①ある小学校では以下のように学校のきまりを定めています。あなたが通っていた小学校でもこのように細かく学校のきまりを定めていましたか。
(定めていた22.7% (20名) 定めていなかった52.3% (46名) 覚えていない25.0% (22名))

ある小学校のきまりの一部

一 化粧・装飾・装身具など児童として不要な物については、身に付けない。例として、口紅(色付きリップクリームを含む)、マスカラ等の化粧類、マニキュア等の爪や皮膚への装飾、ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、サングラス、カラーコンタクト、ミサンガ等の装身具、眉毛のそり落とし等。

②あなたは学校の決まりを細かく定めることに賛成ですか反対ですか

	賛成	やや賛成	やや反対	反対
全体	14.8% (13名)	38.6% (34名)	39.8% (35名)	6.8% (6名)
定めていた小学校に在籍していた学生	20.0% (4名)	55.0% (11名)	10.0% (2名)	15.0% (3名)
学級崩壊を経験した学生	7.7% (2名)	38.5% (10名)	46.2% (12名)	7.7% (2名)

③あなたが通っていた小学校のきまりで納得(理解)できないきまりはありましたか。※あった：11名

白い靴下と靴、ジャージでの登校不可、髪を結ぶ位置は鼻の高さより下。バレンタインにチョコを持ってきてはいけない。夏の水筒の中身は水のみ。シャープペンの使用不可(4名)。筆箱や下敷きなどの文具は無地。冬の体育での長袖やハイソックスの着用不可。体育の時に教師はトレーナーを着ているが、児童は着用不可。冬期でも体育では半ズボン着用。体育着の下に下着の着用不可。

④きまりと指導基準の明確化することについて、あなたは次の3つのどの考え方に近いですか。

	全体	学級崩壊
細かく学校のきまりを定めて、指導の規準も明確化した方が良い	25.0% (22名)	30.8% (8名)
細かく学校のきまりは定ないが、指導の基準は明確化した方が良い	71.6% (63名)	57.7% (15名)
できるだけ学校のきまりをなくし、指導の基準も明確化しない方が良い	2.3% (2名)	7.7% (2名)
その他	1.1% (1名)	3.8% (1名)

このように、学校のきまりを細かく定めることに対して、「賛成」「やや賛成」と回答した学生の割合は全体では53.4% (47名)、校内のきまりが細かく定められていたと回答した学生内では75.0% (15名)となっており、肯定的な回答が半数を超えた。一方、学級崩壊を経験した学生内での割合では「やや反対」「反対」という否定的な回答が半数を超えている。また、納得できないきまりがあった学生の割合は12.5% (11名)で、そのうちの4名が体育着に関するきまりであったが、下着の着用不可としている小学校があるとすれば、早急な改善が求められる。¹²⁾

次のきまりと指導基準の明確化については、「細かく学校のきまりは定ないが、指導の基準は明確化した方が良い」と回答した学生の割合は全体では71.6% (63名)と最も多いが、学級崩壊を経験した学生内の割合では57.7% (15名)と意識の差が見られる。なお、学級崩壊を経験した学生の2名が「できるだけ学校のきまりをなくし、指導の基準も明確化しない方が良い」と回答しているが、その内の1名の理由は以下の通りである。

守るように言ってもやらない児童はやらない。そうであればやるように言うのではなく、そのようにさせておくしか抑えようがないと思う。そっちにばかり気がいってしまうと、ほかの児童の不満もでたり構うことでさらに悪化したりしてしまうから。

その上で、このような教員の指導力に対する無力感を子供に持たせないために、きまりと指導基準の明確化を図った場合の「指導基準に基づいた毅然とした粘り強い指導」の重要性をあらためて意識する必要がある。

(2) きまり等を守れない児童の問題行動への対応に関する意識

きまり等を守れない児童の問題行動への指導基準に基づいた毅然とした粘り強い指導に関する意識の調査内容と調査結果は以下の通りである。

①あなたは軽微な規律違反であっても寛容せず、厳しく罰することで、より重大な違反を未然に防ごうとする指導方法（ゼロ・トレランス方式）に賛成ですか、反対ですか。

	賛成	やや賛成	やや反対	反対
全体	4.5% (4名)	50.0% (44名)	44.3% (39名)	1.1% (1名)
学級崩壊を経験した学生	3.8% (1名)	53.8% (14名)	42.3% (11名)	0.0% (0名)

②あなたは小学校での学校のきまりを守れなかった児童への指導について、あなたはどのような指導を行うべきだと思いますか。

	全体	学級崩壊
軽微な規律違反であっても寛容せず、指導基準に従って指導する	23.9% (21名)	19.2% (5名)
諸事情を考慮したり、本人の反省の度合いにより、柔軟な指導を行う	76.1% (67名)	80.8% (21名)
その他	0.0% (0名)	0.0% (0名)

③あなたは学級崩壊を防ぐには、ある程度の体罰が必要という考えに賛成ですか、反対ですか。

	賛成	やや賛成	やや反対	反対
全体	3.4% (3名)	15.9% (14名)	37.5% (33名)	43.2% (38名)
学級崩壊を経験した学生	3.8% (1名)	19.2% (5名)	38.5% (10名)	38.5% (10名)

④学級崩壊を防ぐために限らず、日常の教育活動の中で「場合によっては、体罰に及ぶことがあっても仕方ない」という考えに対して、あなたの考えに近いものを一つ選んでください。

	そう思う	ややそう思う	ややそう思わない	そう思わない
全体	3.4% (3名)	8.0% (7名)	29.5% (26名)	59.1% (52名)
学級崩壊を経験した学生	7.7% (2名)	7.7% (2名)	34.6% (9名)	50.0% (13名)

⑤あなたは体罰を受けた児童は体罰をどのように受けとめると思いますか。一つを選んで下さい。

	全体	学級崩壊を経験した学生
心の傷として残る	65.9% (58名)	46.2% (12名)
反発を感じる	29.5% (26名)	50.0% (13名)
なんとも思っていない	1.1% (1名)	0.0% (0名)
当然と思い反省する	0.0% (0名)	0.0% (0名)
厳しい指導により信頼感が深まる	0.0% (0名)	0.0% (0名)
将来、成長できたと思ってくれる	3.4% (3名)	3.8% (1名)

このように、ゼロ・トレランス方式の考えを取り入れた指導については、学生の50.0%が「やや賛成」、44.3%が「やや反対」と回答しており、積極的に賛成または反対する学生は少数となっている。一方、きまりを守れなかった児童への指導については、柔軟な指導を行うと回答した学生の割合が全体では76.1%、学級崩壊を経験した学生でも80.8%となっている。これはゼロ・トレランス方式の考えにやや賛成するものの、実際の指導においては柔軟に対応した方が良いと考える学生が増えた結果と言えるが、きまりと指導基準に基づいた毅然とした粘り強い指導という点からは両者の整合性が求められる。

次に児童への体罰については、学級崩壊を防ぐためには体罰は及んでも仕方ないという意識をもつ学生の割合は全体で19.3% (17名)、日常の教育活動の中で場合によっては、体罰に及ぶことがあっても仕方ないという意識をもつ学生の割合が全体で11.4% (10名) となっており、教員への意識調査の結果と比較するとやや高い結果となっている。¹³⁾ その結果をふまえて、体罰を肯定的に捉えている学生は学校教育法第11条に規定された体罰の禁止の趣旨をあらためて理解する必要がある。

なお、体罰を受けた児童の受けとめについては、全体では65.9% (58名) の学生が「心の傷として残る」を選択しているが、学級崩壊を経験した学生では「反発を感じる」を選択した学生が「心の傷として残る」を上回っている。

研究の小括

以上、意識調査の結果をもとに、現在の小学校の学習環境の状況を踏まえた上で、教壇に立つ可能性のある学生たちの意識にどのような課題があるのか考察してきたが、以下の文章は学級崩壊を起こさないために必要な教員の資質とは何かという設問に答えて、学級崩壊を経験した学生が書いた文章である。

私の体験談ではありますが、小学五年生の時に学級崩壊が起き、その時は先生が優しい先生であまり怒られるということはなく、いじめられている子呼んで話をきき、いじめている子に話しをしようとしても話が付かなかった。次の年、同じクラスで先生が変わると先生はまずクラス全員にこれでもいいのか、お前たちはこのまま何も考えず学校生活終わるのかと聞き、教室の外に出て行ってしまって、残された私たちはいじめっ子だった子が中心となってどんなクラスにしたいかを話しあって黒板にまとめて先生に話した。そして先生はそれを学級目標にして私たちは朝の会で毎日それを声を合わせて読み上げて途中経過でどのくらい達成しているのか達成できないのは何がいけないのかを話し合った。そして最終的に不登校者はいなくなり授業ではクラスのほぼ全員が手をあげるようになった。

この記述からは、優しく児童に寄り添う教員が学級担任だった5年生は学級崩壊の状態となり、児童の主体性を尊重しながらも毅然とした対応を行った教員がその学級を立て直していったことが読み取れる。

そのような学級経営のモデルは、チーム学校の名の下に組織としての指導や対応が求められる今日においては変容しつつあると考えられるが、文部科学省のデータから明らかなように、その組織としての指導や対応がさらに求められる状況となっている。

そのなかで、小中一貫校や義務教育学校の設置が進み、教員の人事交流や小学校高学年における教科担任制の導入が図られるなかで、今回の調査結果からは学級担任が中心となって一人一人の児童に寄り添い、その主体性を尊重しながら指導を行う小学校の良さと、一方で複数の教員が個性をいかしながら、規律や対応への共通理解の下で指導を行う中学校の良さのあわせ持つ指導のあり方とその意識について学ぶ場や機会が学生には必要ではないかと考えられる。

注

- 1) 山口県教育委員会『子どもたちの規範意識を育むために』（平成24年12月）より引用。
- 2) 同通知は当時の文部科学省初等中等教育局長であった銭谷眞美が発信者となっており、その対応の指針は現在も継承されている。
- 3) 調査は2020年12月に女子大学生2年生に対して調査の回答等は成績に反映しないことと個人情報が入り込まないように処理を行うことを確認の上で実施した。なお、有効回答者数は88名で、結果に示した割合は、小数点以下第二位を四捨五入した値となっている。
- 4) 「あなたの通っていた小学校では、以下のような問題行動の状況がありましたか」と次の(2)の「あなたが所属していた学級では、以下のような問題行動の状況がありましたか」の設問については、岡山県「学び合う集団は、落ち着いた学習環境から」（平成23年3月）に示された「学校の荒れにつながる問題行動の兆候」と平田幹夫「学級崩壊に関する一考察」琉球大学教育学部教育実践研究指導センター紀要7号（1999.12）を参考とした。
- 5) 明確な時期は特定できないが、国立教育政策研究所生徒指導研究センター「学級運営等の在り方についての調査研究 報告書」（平成17年3月）の「I学級運営等の現状と課題」の冒頭に「例えば平成10年前後から小学校において授業中の私語、学習意欲の低下、さらに教師への反抗など、授業が成立しがたい状況が現れ、学級がうまく機能しない状況が一部で見られるようになった」と記されている。
- 6) 調査した学生が小学校を卒業した頃の対教師暴力の加害児童数は平成24年度が848人、平成25年度は1,149人となっている。
- 7) 学校経営研究会は1998（平成10）、1999（平成11）年度に文部省の委嘱研究「学級経営の充実に関する調査研究」を行うために国立教育研究所内外の研究者や学校現場の関係者等で構成された組織。2000（平成12）年3月に最終報告書『学級経営をめぐる問題の現状とその対応－関係者間の信頼と連携による魅力ある学級づくり』をとりまとめている。また、神奈川県教育委員会では『児童・生徒指

導ハンドブック（小・中学校版）』（平成30年6月）の「重点課題Ⅳ「学級崩壊」対策」において「「正常な学習活動ができなくなった学級」いわゆる「学級崩壊」とは、小学校において、学級全体が、一定期間（1カ月）以上、集団として授業規律を失い、正常な学習活動ができない状況にあるもの」と一定期間を明記しており、その定義から一定期間は1カ月とした。

- 8) 例えば、埼玉県教育委員会「学級がうまく機能しない状況に関する調査」（県内の公立小学校対象）による平成21年度の調査では学級崩壊の発生学級率は約0.50%となっているが、神奈川県教育委員会『児童・生徒指導ハンドブック（小・中学校版）』（平成30年6月）では「「正常な学習活動ができなくなった学級」の発生状況ですが、平成21年度には県内公立小学校の全学級の約1.1%にあたる162学級であったものが、平成28年度には約1.4%にあたる199学級で発生しています。そして、1学年から6学年までどの学年でも起こっています」としており、両者には開きがある。
- 9) 調査内容と調査結果は東京都青少年・治安対策本部「小中高校生の規範意識調査報告書—東京都8地区別・小中高校生別分析—」（平成28年度）p.81～85から引用。なお、同調査は都内の小5の2,206人/32校に対して平成28年7月に実施された。また、東京都青少年・治安対策本部は2019年に組織を再編して東京都民安全推進本部に名称を変更している。
- 10) 例えば埼玉県では小学校・中学校において育成する「規律ある態度」として12の項目を明示しているが、その一つとして「話を聞き発表する」が学習のきまりとして示されている。なお、令和2年度の調査では小学校における「できる」「よくできる」「だいたいできる」の合計割合が、学年間の差異はあるものの「掃除・美化活動」以外の項目の多くで中学校を下回っている。
- 11) 例えば広島県では「生徒指導規程の整備と見直し等に関する調査結果について（通知）」（平成24年）において、すべての公立学校に対して生徒指導規定（校則ではなく「取り決め」）の策定を求め、現在ではすべての公立学校で生徒指導規定を詳細に定めている。
- 12) 朝日新聞デジタル「体操服の下に肌着禁止、小学校のルール変？ 心配な親も」（2018.6.1）
<https://www.asahi.com/articles/ASL5T5FDPL5TUTIL031.html>（最終閲覧2021.1.2）
 GUNZE「体操服の下インナー禁止問題！？運動時のインナーの必要性について」（2020.07.27）
https://www.gunze.jp/kigocochi/article/h202007_04.html（最終閲覧2021.1.2）
- 13) 京都府教育委員会が平成25年4月に行った体罰に関する意識調査では、授業での指導や生徒指導等について、「場合によっては、体罰に及ぶことがあっても仕方がない」と回答した小学校教員の割合は「そう思う」が1.5%、「どちらかといえばそう思う」が3.7%の合計5.2%であった。また、授業中、何度注意しても私語をやめない児童生徒への対応では、「頭をたたくなどして、やめさせるべきである」が0.6%、「手を強くつかみ、引きずってでも廊下に出すべきである」が14.6%、授業を成立させるためには、体罰が必要な場合もある」が2.6%の合計17.8%となっている。

参考文献

- ・山口県教育委員会『子どもたちの規範意識を育むために』（平成24年12月）
<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cmsdata/c/7/9/c797c7aad410e72d50a93267033c0d68.pdf>（最終閲覧2020.12.28）
- ・文部科学省初等中等教育局児童生徒課「令和元年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」（令和2年11月）
https://www.mext.go.jp/content/20201015-mext_jidou02-100002753_01.pdf（最終閲覧2020.12.28）
- ・岡山県「学び合う集団は、落ち着いた学習環境から」（平成23年3月）
https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/330373_1526100_misc.pdf（最終閲覧2020.12.29）
- ・神奈川県教育委員会『児童・生徒指導ハンドブック（小・中学校版）』（平成30年6月）

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/32805/handbook2.pdf> (最終閲覧2020.12.29)

- ・ 国立教育政策研究所生徒指導研究センター『学級運営等の在り方についての調査研究』報告書(平成17年3月)

<https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/unei.pdf> (最終閲覧2020.12.30)

- ・ 岡山県「学校の荒れ」対策検討チーム「[学校の荒れ]の要因・背景と今後の具体的対策」(平成24年3月) https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/274670_951596_misc.pdf (最終閲覧2020.12.31)

- ・ 東京都青少年・治安対策本部「小中高校生の規範意識調査報告書(平成28年度)」

<https://www.tomin-anzen.metro.tokyo.lg.jp/jakunenshien/tyousa-keikaku/chousa/kihanishikigaiyou.pdf> (最終閲覧2020.12.31)

- ・ 京都府教育委員会「体罰に関する意識調査」(平成25年4月)

http://www.kyoto-be.ne.jp/kyoto-be/cms/?action=common_download_main&upload_id=2292

(最終閲覧2021.1.2)